

款記ある宋元佛畫

渡邊

一

宋元佛畫の現存するものうちには作者の款記を存する特殊な一群の作品がある。以下は主として當研究所に於ける資料の整理中に自ら獲た之等の凡てである。但し廣く佛畫と稱するものには當然大徳寺藏牧溪筆觀音猿鶴圖の如きも含まれるが、水墨系統のものは此處に加へない。作者名を存しない寄進銘年記、寺名の類も今は全く別箇の問題とする。素より脱漏の存するのは免れ難いが假に之を掲げて後日の増補に資することとした。款署の眞擬疑問のもの及び擬款たることの明かなものも資料として加へてある。

十六羅漢像

京都 相國寺藏

絹本着色 挂幅裝十六幅 各堅一一・五寸(三寸八分一分) 横五〇・九寸(一尺六分八分) (圖版第五及插圖第三)

款「慶元府車橋石板巷陸 信忠筆」(圖版第十二)

墨書小楷、幅隔または樹間等に記す

所載 日本國寶全集第六二輯、眞美大觀第五、東洋美術大觀第九、國寶重要美術品繪畫展覽會圖錄佛畫篇第二、國華第二九九號、國寶帖第三等

十六羅漢像

米國 ボストン美術館藏

絹本着色 額裝十五面 各堅八〇寸(二尺六寸四分) 横四一・五寸(一尺三寸七分) (插圖第四)

款「四明車橋石板巷陸 信忠筆」

十王圖

香川 法然寺藏

絹本着色 額裝十面 各堅五三寸(一尺七寸五分) 横三八・二寸(一尺二寸) (插圖第一)

款「陸 信忠筆」 墨書小楷、上隅

各面上隅牌形に尊名を記し、その側に本地佛名を書す。

所載 日本國寶全集第一二輯、國華第三二二號

佛涅槃圖

愛知 寶壽院藏

絹本着色 挂幅裝一幅 堅一五七・五寸(五尺一寸八分) 横八三・六寸(二尺七寸六分) (圖版第六)

款「慶元府車橋石板巷陸 信忠筆」(圖版第十二)

墨書小楷、向つて右側や下方

もと本寺に隣る津島神社に傳來したもので、表裝上方に「天王御寶物」と記す、當

墨書小楷、一隅樹幹等に記す、現在二幅にのみ見ると云ふ

各面上隅、蓋と蓮座とを有する牌形の面に尊名を記入し、また概ね之に近く「水上山萬壽寺」の墨書がある。所藏の寺院名であるが未だ所在を明かにしない。第十半托迦は邦畫の補である。

所載 O. Sién: Chinese Paintings in American Collections, Part II.

K. Tomita: Portfolio of Chinese Paintings in the Museum of Fine Arts, Boston.

社の祭神は牛頭天王であつたと云ふ。

羅漢像

大阪 男爵 藤田平太郎氏藏

絹本着色 額装一面 竪七〇・九纏(二尺三寸四分)横四〇・六纏(一尺三寸四分)

款「陸四郎」 墨書小楷、向つて右側上方
所載 國華第四五九號

羅漢像

京都 常照寺藏

絹本着色 挂幅装一
幅 竪一一・五纏
(三尺七寸一分)横五

六纏(一尺八寸五分)

款「陸 仲淵筆」(圖版
第十二) 墨書小楷、向

つて左側や上部
箱に天保七年七月京都

五條湯津七左衛門の當
寺に寄附せる旨を記し、

卷止に「玉藏、改常照
常住」とある。

十王圖

東京 男爵 森村開作氏藏

絹本着色 挂幅装三幅 各竪八六纏(二尺八寸四分)横五〇・五纏(一尺六寸七分)

款「陸 仲淵筆」 墨書小楷、幅隅
畫幅上隅の牌形に尊名を記す。

所載 國華第三七一號
款記ある宋元佛畫

十王圖

米國 メトロポリタン美術館藏
同 ボストン美術館藏

絹本着色 額装九面 竪一一・六纏(三尺四寸一分)乃至一〇七・五纏(三尺二寸六分)横四七・九纏(一尺四寸五分)乃至四七・四纏(一尺四寸四分)(圖版

第十一)
款「大宋明州車橋西金處士家畫」 墨書楷體、上隅、但し剥落著しく諸幅に残存するものを集めて漸く判讀し得る程度なりと。

第一 一面所在未詳。

所載 O. Siren: Chinese Paintings in American Collectms. Part III.

圖 十王 圖 K. Tomita. Portfolio of Chinese Paintings in the Museum of Fine Arts, Boston.

昭和四年藤田家賣立目錄

川香 十六羅漢像 東京 原邦造氏藏 伯林國立博物館藏

法 絹本着色 挂幅装(伯林のも十五幅

然 各竪一一九・四纏(三尺九寸四分五

寺 厘)横五一・八纏(一尺七寸一分)
藏 款「大宋明州車橋西金 大受筆」
(圖版第十二)

(國華より)

墨書小楷、畫而端または樹
幹等に記す

一幅所在未詳、もと攝津河邊郡多田院の什寶であつて、幅裏に正徳元年五月の修理
銘がある。

所載 大村西崖・西金居士眞蹟十六羅漢、唐宋元明名畫大觀

十六羅漢像

千葉 法華經寺藏

一五

絹本着色 八曲屏一雙 各扇畫面竪八七・七糎（二尺六寸三分）横四四糎（一尺四寸五分）

款「四明城塘趙 璠筆」（圖版第十二） 墨書小楷、畫面隅

各面向つて右上隅に尊者名を墨書する。斷爛著しく款記は到底明らかにし得ない。

唯輪翁畫譚の所載に従つて以上の如く判讀するのである。十六尊中第一、第二、第

五、第十、は全くの後補であつて第一に伊川榮信、第二に晴川養信の款があり、屏

風裏面には狩野諸家の

寄合書を貼つてゐる。

所載 日本國寶全集第

一一輯、支那名

畫集第一

五百羅漢像

京都 大徳寺藏

米國 ボストン 美術館藏

絹本着色 挂幅裝九

十二幅 ボストンのものは額裝 各

竪一一・五糎（三

尺六寸八分）横五三・

一糎（一尺七寸五分）

款記は金泥楷書にて多

く下隅にある。剝落が

著しいが今讀み易きも

のから二例を掲げる。

「万令郷正界（つ）」

此入惠安院常住供養功德

黃七三員外生□土者戊戌淳熙五年

幹僧義紹題

林庭珪筆

「朔鳳郷孝男顧仁瑞仁璠□現孝係汝

財畫此入惠安院常住供養功德爲

考顧細十八助教妣王氏四三孺人

佛界戊戌淳熙五年幹僧義紹

外に惠安院東四里と云ふに明州と冠記するものがあり、作者には林庭珪の外に周季

常がある。なほ後素談叢には淳熙丁未（十四年）四月の年記ある例を掲げてある。

我國での傳來は鎌倉壽福寺より早雲寺に移り、次いで京都方廣寺に入り大徳寺に轉

じた。大徳寺所藏中の六幅は

後補であつて寛永十五年九月

徳應をして之を描かしたる

旨を記した紹果の裏書がある。

圖王十 殘る二幅の現所在は未考であ

る。但し之とボストン所藏の

分とを合せた十二幅には森本

後凋の摸がある。

所載 國華第二三八號及第二

七四號、大徳寺名寶集、

京都社寺名寶鑑大徳寺

篇一、尙美資料後集第

二編第六輯、國寶帖第

三

O. Siren: Chinese Pa-

intings in American

Collections, Part II.

K. Tomita: Portfolio of Chinese Paintings in the Museum of Fine Arts,

Boston.

A Special Exhibition of Ancient Chinese Buddhist Paintings, Boston, 1894.

以上の佛畫以外性質の相似たものとして次の三點を加へて置く

士」、「張孔字思恭號溪雲畫史會要 作字仲敏」とあるが、古今畫評は今日未だ不明の書であり、且つ張孔は李衍と同時に特に鈎勒の竹と山水とに有名な張遜の事であつて佛畫師思恭とは考へられない。また等伯畫說本誌第一 號所收には「思恭シンチウト云事アリ」云々の逸事を記してゐるが、恐らくは俗間の傳聞に過ぎないであらう。なほブリースト氏は西金居士は金居士であつて十王圖の款記は「車橋西、金處士」と讀むべしと稱へた。Bulletin of the Metropolitan Museum of Art, 1933, June. 耳を傾くべき 説であるが、假に之に従つて西金居士を金居士字大としてもこの名も未だ發見されない。この理由は既に云はれてゐるやうに彼等が市井の工人であつて、その作る所は士夫の賞鑒に入るべきものではなかつたからであらう。而も我が君臺觀左右帳記等にその名を多く見るのは、當然當時の我が國の舶載畫推重の結

果であるが、その大抵はこの種の款記に依つて得られたであらう事は、彼等の名の呼方によつても明かであり、従つてまた逆に當時の舶載畫の款記に之等の書に見るが如き作者の名の存したことが想像される。例へば撮壤集にはこの十人のうち西金居士、張思訓、張思恭、陸信忠、一庵、陸仲淵、の名があり、君臺觀左右帳記にはこのうち仲淵を缺くが恐らく仲淵とあるものが之に當ると思はれる。彼等の畫は我國に於ては同時の院畫、水墨の類と全く同等の賞玩を獲

たのであつて、「左思恭之彩色釋迦(略)右牧溪之墨繪觀音」喫茶 往來の如き對幅を成すことすら屢々あつた。簡淨なる牧溪畫と穢穢なる思恭畫とのこの併置は、今日からすれば當時の異國趣味とする以外に解し様がない。但し彼等の名が大體の畫傳に逸した理由には一方に彼等が地方畫家だつた事があり、また一方に南宋以降著しく佛畫師が畫傳に省られなくなつた事情があつて、必ずしもその畫風が以前より甚しく墮落した爲のみであるとは云はれない。彼等の作品が大體に得られなかつた推重を我國に見出した事も相當の理由は見出せる。

款署の形式は大體畫院の風を襲うてゐる。即ち小楷を以て畫面の一隅に墨書するのである。但し、不空像の款記は例とし難いが、林庭珪、周季常の場合は金泥、一菴の場合は草體である。前者は純粹な作者の款署ではないが、我國に良全、靈

(國華より)

彩等の例を見る事からすれば、金泥書の風も相當に行はれてゐたのであらう。地名の記し方は甚だ特殊である。院畫、水墨の類に「廣陵徐祚」「蜀僧法常」等と記すのは、その郷貫を示すに外ならないが、かく所住の巷名迄を記すことはかゝる佛畫師等の間のみに行はれた風習に相違ない。

その地、寧波は唐に明州と云ひ、南宋慶元元年西紀一九五府に陞り、元の至元十四年南宋景炎二年 西紀一二七七路に改めた。この事は従つて府名を記した畫の年代を示して

ゐるが、寶慶四明志に據るに「車橋靈橋門西距府四里四十五步」とあり、開慶續志に府内の樓店務地の等級を記すうち第一等地上の中に「自車橋北巷口入兩岸」等とある。

但し石板(版)巷は第三等地中の中に見るが、何れにせよ車橋石板(版)巷は市井の殷賑な街巷で、茲に門戸を張つてゐた陸信忠、西金居士等は恐らく工人にして商賈を兼ねるが如きものであつたと思ふ。而してこの地が南宋海上の門口にして繁盛を極めた商港であり、我國との交易も多くこの地を経て行はれた事は云ふまでもないから、

既に斯様な商賈があつたとすれば我國に來つた佛畫の多くがその手から傳へられた事に不思議はなく、無款のものにもその類は尠くないであらう。この一群の繪畫の性質はかゝる佛畫師の製作といふ一事で略々説明し得るがなほ之を實際に省る。

最も代表的な例は相國寺畫十六羅漢である。その描法は、肉身衣文には

肥瘦の少い彈力のある筆線を用ひ、賦色は穠薄であつて胡粉を多く用ひ、金碧朱綠褐紫等の甚だ強烈にして對照的な配色を施し、一種の反感をすら覚えしめる。線に沿うて多く暈染を施し、文様は極めて細密であつて、唐草、藻文、格子文の類が多く、殊に調度器玩はその形に刻鏤の細を極めた上に、なほ至る所に精巧なる金具、多彩を施した浮彫、または珠玉等を以て飾られてゐる。之等の文様の輪廓は多く墨線に加へて金泥、胡粉等を以て鈎勒される。更に注意す

款記ある宋元佛畫

べきは布帛類の描法であつて、織紋を示すに巧みな斜線を以てし、また織布の文彩を描くに細かい點を集めてゐる。樹草土石の類は人物器玩の穠彩に反して賦色甚だしく、時に全く墨描のみに止める。唯用筆は極めて繁多で、多くの細線を平行して表面を破るか又は一種の點描法を用ひて埋める。その岩石を點圈を重ねて埋めたものは最も奇異である。畫趣は總じて甚だ繁褥且つ刺戟的であるが、よく裝飾的に統一しつゝ人物には適度の寫實を加へた通俗味を保ち、

教誨畫として優れた効果を收めてゐる。

圖四第

像漢羅六十

藏館術美ントスボ 國米

相國寺畫の以上の特色は多分に他の諸畫にも通ずる。特殊な技法を數へても不空像の如きは織紋を描く事は最も精細であり、趙琦畫には絨文の點描法の應用が著しい。誇張的或は刺戟的な構想は十王圖の側に著しく、諸鬼の相貌、亡者の姿態等は不快なまでに強調される。従つてこの場合には

(ボストン美術館藏支那畫圖録より)

部分的な細巧或は裝飾的整美の點は比較的閑却されて代りに原色的な色彩の對照は極端に發揮されてゐる。器玩の形狀の相近いのは同時代の作品として當然であるが、人物の後屏に墨畫山水を描く約束、一定の蓋と蓮座とを持つ畫隅の牌の形式なども共通し、圖様も十王圖の如きには略定まつた型がある。

但し箇々の作品の趣致には素よりかなりの差異がある。例へば相國寺畫が華

麗であり、人物動物等にも裝飾化の傾向が著しいのに、趙瑤畫は之に反して人物の相貌、動物の毛書等は甚だ寫實的であり、西金居士の羅漢畫は意を筆致の整美に致し、文様や、簡に、構圖も所謂龍眠様の一般と相通じてゐる。また明確に凡てに共通する特殊な技法の如きも意外に尠い。樹石の描法が殆んどそれぞれに相違するのは或は之等の佛畫師が一貫したそれ等の畫法を持たなかつた爲であらうが、十王圖は概して裝飾に特殊な描法を取らず、趙瑤畫の如きは配色も甚だ穩和であり、文様の性質にも特殊なものがある。

以上この一群を通じ見て其處に繪師風の繪として或る特殊の傾向の存することが認められるが、茲に考ふべきはその傾向が寧波に限られた地方的な作風であるか否かの點である。之等の大部がこの地で作られた事實上の地方的作品であり、また今日この種のもので寧波以外の地名を記したものでない事は確かに之を地方的作風とする論據となるが、此處に困難を感じるのは我々が今之と對立する畫派と認むべき他の一群の作品を殆んど持たぬ事である。燉煌畫を姑く別箇のものとするれば、三尊、觀音等の一二の型を持つものがあつても多くは時代の下るものであり、羅漢畫に至つては既にこの一群中にも著しい差異があつて、容易に相對比するものを定め難い。事實一方に仁和寺孔雀明王像の如き秀拔な寫實と一種の冷やかな色調とによつて貴族趣味とも云ふべき様趣の泛つてゐるもの、二尊院淨土五祖像の如き謹嚴な構圖と堅確な用筆とや、暗い中間色の調色とによつて一種重厚な畫格を産んでゐるものはあるが、併しこの一群の異常に強い配色も當時の寺觀の建築の色彩に對和せしめたものに相違なく、構想の誇張も繁瑣な裝飾も俗畫に普通であつて、それがかく特に強調せられた事がかゝる一地的な事情によるとは考へ難い。私はその大部を當時の南支の一般に通じた一時の好尚ではなかつたかと思ふ。而してそれはたとへ卑俗ではあつても一種の徹した表現に至つてゐる點で、恐らく之に續いて盛行したと思はれる三尊、觀音等の紅色系を主調とするかの纖弱な様式に優れた強味を有つたのであつて、我國に甚だ深い影響を與へた理由も此處にあるのであらう。

次に一作者の諸作に就いて省る。陸信忠畫は四點を數へる。相國寺畫は前述の如くであるが、ボストンの羅漢を之に比するに構圖の甚だ近きに關はらず圖様の精粗に著しい差があり、用筆もまた一が犀勁なるに對して一には輕燥味がある。法然寺の十王は筆致堅確にして人物の動態に見るべきものがあり、十王畫中の優作であるが相國寺畫との描法の差異はボストン畫より著しい。寶壽院の涅槃は相國寺風に最も近いが畫法甚だ纖弱にして堅確を缺き、兩者の間には著しい徑庭がある。西金居士畫の二點も略同様で、描法の繁簡と用筆の硬柔共に異り、文彩の類にも相通するものが少い。陸仲淵の十王畫は陸信忠畫のそれに近くして甚だ稚澁であるが、羅漢には手慣れた確實味がある。かく見來るとこの作者の問題には甚だ困難な事情が附纏つてゐる。此處に當然問はるべき事は之等の款署の正否である。併し多くは蠅頭の小子にして甚しく相違するものでない限り、容易に眞擬を決し得ない事情に在る。この點に就いては重ねて後日の精査を期するが、唯一言し得ることは、若し此處に之等の作品が必ずしも個人的な製作でない事を許せば、畫態の相違も或る程度迄認め得ることである。即ち之等多く十百に上る連幀畫を一人の手によつて完くすることは素より容易でない、而も若し之等が先述の如き工人にして商賈を兼たる如き者の手に作られたとすれば、他人の筆の加はつた可能性は愈増すであらう。西金居士十王畫に見る「家畫」といふ珍らしい款記をブリスト氏はその畫房の製作なるを意味するものとしてゐるが、若し此處に以上の事情を假定すれば恐らくかく解して略誤なきものであり、従つてまたこの一群の製作の事情を洩してゐるものとし得るであらう。當初私の以上の材料を集めた動機の一つは之等の同一作者の諸畫の眞偽を定めてその正蹟を求めるに在つたが、若しこの假想が當つてゐるならば、この企は既にその出發を誤つてゐたのである。

附記

本稿に關しては望月信成氏の厚意を受けた事が多い、記して感謝の意を表す。圖版第十二中普應國師像の款記は奈良帝室博物館の厚意を得てその寫眞を掲げたものである。

なほ趙瑤筆十六羅漢圖の圖版は紙面の都合上次號に掲げる事とした。

十
王
圖

米國
メトロポリタン美術館藏

宋元佛畫款記（原寸）

寶壽院藏佛涅槃圖款記

相國寺藏十六羅漢像款記

原家藏十六羅漢像款記

高源寺藏普應國師像款記

常照寺藏羅漢像款記

大德寺藏五百羅漢像款記

法華經寺藏十六羅漢像款記